

この届書に添えなければならない書類

1. 年金証書
2. ㊥に証明が受けられないときは、戸籍抄本または住民票の写し
(①欄に、個人番号(マイナンバー)を記入することで省略できます。)
3. 記入されたマイナンバーは、マイナンバーが正しい番号であることの確認(番号確認)および提出する者が番号の正しい持ち主であることの確認(身元(実存)確認)が必要なため、以下の(1)または(2)をご提出ください。
 - (1) マイナンバーカード(個人番号カード) ※番号確認と身元(実存)確認できる情報の両方が記載されているため、1種類で確認が可能です。
 - (2) 以下の2種類(iとii 1種類ずつ)をご提出ください。
 - i マイナンバーが記載されている書類から1種類
住民票(マイナンバー記載のもの)または通知カード(氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る)
 - ii 身元(実存)確認のできる書類から1種類
運転免許証、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード等

【窓口で提出される場合】
上記(1) マイナンバーカードまたは(2)のiとii 1種類ずつの原本をご提示ください。

【郵送で提出される場合】
マイナンバーカードは、両面のコピーまたは(2)のiとii 1種類ずつのコピーを添付してください。
4. 遺族年金を受けている方については、④「変更の理由」欄に記入した氏名変更の理由を明らかにする書類(戸籍抄本等)

<添付書類の取扱いについて>

- 添付書類は、「コピー可」と記載されているもの以外は、原本を添付してください。
- 戸籍の抄本、住民票等(年金請求等に用いることを目的として交付されたものを除きます。)の原本については、原本を提出したお客様から原本返却のお申出があった場合、職員がそのコピーをとらせていただいた上で、お返しいたします。(第三者証明、診断書等、原本返却できない書類もあります。)